

兵庫県公報

令和6年6月4日 火曜日 第520号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 行政書士法に基づく戒告処分（市町振興課）	1
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	6
○ 洲本都市計画道路事業の認可（道路街路課）	6
公 告	
○ 入札公告（県立障害者高等技術専門学院）	7
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（丹波県民局）	14
正 誤	
○ 令和6年3月1日付け兵庫県公報第2号外中	15

告 示

兵庫県告示第517号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定により、次の行政書士に戒告の処分をした。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 住所及び氏名
神戸市中央区浜辺通4-1-23 三宮ベンチャービル521号
門脇秀逸
- 登録番号
日本行政書士会連合会登録番号 14301010

~~~~~

### 兵庫県告示第518号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称 彦坂病院  
所在地 神戸市兵庫区西多聞通1丁目1-21  
撤回年月日 令和6年3月31日



兵庫県告示第519号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市長尾土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名     | 住所                |
|-------|--------|-------------------|
| 理事    | 三谷 恭三  | 神戸市北区長尾町上津3124番地  |
| 同     | 山本 正之  | 同 市同区长尾町宅原1804番地  |
| 同     | 善入 幸夫  | 同 市同区长尾町上津247番地の1 |
| 同     | 伯耆 義雄  | 同 市同区长尾町上津465番地   |
| 同     | 石井 静夫  | 同 市同区长尾町上津2548番地  |
| 同     | 田中 進   | 同 市同区长尾町上津3019番地  |
| 同     | 塩谷 長俊  | 同 市同区长尾町上津2154番地  |
| 同     | 春井 昇   | 同 市同区长尾町宅原634番地   |
| 同     | 馬場 文雄  | 同 市同区长尾町宅原2015番地  |
| 同     | 善入 太嘉弘 | 同 市同区长尾町上津1607番地  |
| 同     | 勝山 茂   | 同 市同区长尾町宅原194番地の2 |
| 同     | 春井 健   | 同 市同区长尾町宅原565番地   |
| 同     | 岡 博文   | 同 市同区长尾町宅原508番地   |
| 同     | 青木 勝   | 同 市同区长尾町上津1973番地  |
| 監事    | 岡 実    | 同 市同区长尾町宅原1230番地  |
| 同     | 岡田 茂   | 同 市同区长尾町上津2527番地  |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名     | 住所                |
|-------|--------|-------------------|
| 理事    | 三谷 恭三  | 神戸市北区長尾町上津3124番地  |
| 同     | 善入 幸夫  | 同 市同区长尾町上津247番地の1 |
| 同     | 山本 正之  | 同 市同区长尾町宅原1804番地  |
| 同     | 岡 博文   | 同 市同区长尾町宅原508番地   |
| 同     | 春井 昇   | 同 市同区长尾町宅原634番地   |
| 同     | 前 勝弘   | 同 市同区长尾町宅原316番地の2 |
| 同     | 青木 勝   | 同 市同区长尾町上津1973番地  |
| 同     | 石井 静夫  | 同 市同区长尾町上津2548番地  |
| 同     | 石井 保行  | 同 市同区大沢町日西原763番地  |
| 同     | 豊浦 まき子 | 同 市同区长尾町宅原701番地の2 |
| 監事    | 岡 実    | 同 市同区长尾町宅原1230番地  |
| 同     | 岡田 茂   | 同 市同区长尾町上津2527番地  |



兵庫県告示第520号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

**刀出土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏名     | 住所           |
|-------|--------|--------------|
| 理事    | 安達 由紀夫 | 姫路市刀出465番地   |
| 同     | 大谷 雅英  | 同 市刀出264番地   |
| 同     | 大谷 陽三  | 同 市刀出374番地   |
| 同     | 大谷 美幸  | 同 市刀出269番地   |
| 同     | 田 靡 仁志 | 同 市刀出328番地 1 |
| 同     | 西田 隆夫  | 同 市刀出460番地   |
| 同     | 船引 國治  | 同 市刀出92番地 1  |
| 同     | 船引 利宏  | 同 市刀出68番地    |
| 監事    | 田 靡 利幸 | 同 市刀出402番地   |
| 同     | 田 靡 喜啓 | 同 市刀出416番地   |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名     | 住所           |
|-------|--------|--------------|
| 理事    | 安達 由紀夫 | 姫路市刀出465番地   |
| 同     | 大谷 陽三  | 同 市刀出374番地   |
| 同     | 田 靡 仁志 | 同 市刀出328番地 1 |
| 同     | 西田 隆夫  | 同 市刀出460番地   |
| 同     | 西田 富美子 | 同 市刀出646番地44 |
| 同     | 船引 國治  | 同 市刀出92番地 1  |
| 同     | 船引 利宏  | 同 市刀出68番地    |
| 同     | 船引 正義  | 同 市刀出63番地 2  |
| 監事    | 田 靡 喜啓 | 同 市刀出416番地   |
| 同     | 菅原 健太  | 同 市刀出281番地 7 |



**兵庫県告示第521号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員退任及び就任の届出があった。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

**太田土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏名    | 住所            |
|-------|-------|---------------|
| 理事    | 村岡 義正 | 丹波市山南町太田778番地 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名     | 住所            |
|-------|--------|---------------|
| 理事    | 長谷川 好美 | 丹波市山南町太田335番地 |



**兵庫県告示第522号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称   | 認可年月日    |
|------------|----------|
| 神戸市東下土地改良区 | 令和6年4月8日 |



**兵庫県告示第523号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

|            |           |
|------------|-----------|
| 土地改良区の名称   | 認可年月日     |
| 神戸市川北土地改良区 | 令和6年4月10日 |



**兵庫県告示第524号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

|            |          |
|------------|----------|
| 土地改良区の名称   | 認可年月日    |
| 神戸市和田土地改良区 | 令和6年4月9日 |



**兵庫県告示第525号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

|            |          |
|------------|----------|
| 土地改良区の名称   | 認可年月日    |
| 神戸市木見土地改良区 | 令和6年4月8日 |



**兵庫県告示第526号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

|          |          |
|----------|----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日    |
| 野々池土地改良区 | 令和6年4月9日 |



**兵庫県告示第527号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

|          |          |
|----------|----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日    |
| 笹野土地改良区  | 令和6年4月9日 |



兵庫県告示第528号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 大庭土地改良区  | 令和6年4月19日 |



**兵庫県告示第529号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所  
伊丹市瑞原4丁目1番地  
所長 増田 健之

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所  
伊丹市瑞原4丁目1番地

(3) 特定施設に関する事項

|                                                  |                         |                     |       |
|--------------------------------------------------|-------------------------|---------------------|-------|
| 種                                                | 類                       | 63号ホ 廃ガス洗浄施設        |       |
| 能                                                | 力                       | 1 m <sup>3</sup> /分 |       |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                | 許可後                     |                     |       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                | 着手後10日                  |                     |       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                | 完成後                     |                     |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              | 24時間連続                  |                     |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    | なし                      |                     |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値            | 区 分                     | 通常                  | 最大    |
|                                                  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数) | 1.5~7               | 1.5~7 |
|                                                  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)  | 94.5                | 94.5  |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                         | 50.4                | 72    |

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 令和6年6月4日から同月25日まで

(2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び伊丹市総合政策部グリーン戦略室



**兵庫県告示第530号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
洲本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
洲本都市計画道路事業  
3.5.736号 山神線  
3.5.334号 物部曲田塩屋線
- 3 事業施行期間  
令和6年6月4日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県洲本市上物部並びに洲本市上物部二丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

## 公 告

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年6月4日

契約担当者

兵庫県立障害者高等技術専門学院 学院長 木下隆之

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
Jobサポート科訓練用パーソナルコンピューターシステム及びサーバー 一式
  - (2) 調達物品の特質等  
購入物品の性能等に関しては、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
令和6年9月27日（金）
  - (4) 納入場所  
兵庫県立障害者高等技術専門学院 神戸市西区曙町1070
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札資格確認申請書（以下「申込書」という。）の参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。
- 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒651-2134 神戸市西区曙町1070  
兵庫県立障害者高等技術専門学院総務課 担当 富田  
電話 (078) 927-3230 F A X (078) 928-5512
  - (2) 契約条項を示す期間、入札説明書の交付期間  
令和6年6月4日(火)から同月24日(月)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の日の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
  - (3) 申込書の受付期間  
上記(2)に同じ
  - (4) 入札・開札の日時及び場所  
令和6年7月4日(木)午前11時 兵庫県立障害者高等技術専門学院 会議室
  - (5) 入札書の提出期限  
ア 上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。  
イ 郵送(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年7月3日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。  
ウ 開札に際して立会いできない入札者であらかじめ入札書を持参する場合についても、上記イと同様の取扱いとする。
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者のうち、仕様書の例示機種以外の機種による入札を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について次により必ず確認を受けること。  
ア 受付期間  
令和6年6月4日(火)から同月24日(月)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)  
イ 受付場所  
上記3(1)に同じ。  
ウ 提出書類  
仕様確認申込書及び仕様を満たしていることを確認できるカタログ等  
エ 提出方法  
持参、郵送、F A X又は電子メールにより提出すること。  
オ 確認の結果  
令和6年6月28日(金)午後5時までに通知する。
  - (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
  - (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年7月2日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。  
なお、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第84条第1項第3号の規定に該当する場合(過去の契約実績の届出による。)は、入札保証金を免除する場合がある。
  - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

なお、財務規則第100条第1項第3号の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する場合がある。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

なお、この契約締結予定日に関し、財務規則第98条第1項の規定により上記3(4)の日（令和6年7月4日（木））の開札を通じて契約の相手方を決定した後7日以内に契約書作成を通じて（以下(6)参照）契約を締結することとされていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、必要に応じて入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 入札手続等主要日程表

| 手 続                        | 期間・期日(注1)                        | 場所・方法・その他(注2)                                       |
|----------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 入札公告の閲覧                    | 令和6年6月4日(火)から<br>同 月24日(月)まで     | 兵庫県立障害者高等技術専門学院内に掲示<br>兵庫県公報に掲示<br>兵庫県ホームページに掲示(注3) |
| 仕様書・要件定義書の閲覧               | 令和6年6月4日(火)から<br>同 月24日(月)まで     | 兵庫県立障害者高等技術専門学院内に掲示<br>兵庫県ホームページに掲示(注3)             |
| 入札説明書、提出書類の様式等の閲覧          | 令和6年6月4日(火)から<br>同 月24日(月)まで     | 兵庫県立障害者高等技術専門学院内に掲示<br>兵庫県ホームページに掲示(注3)             |
| 入札参加申込                     | 令和6年6月4日(火)から<br>同 月24日(月)午後4時まで | 兵庫県立障害者高等技術専門学院へ持参又は送付(注4)                          |
| 入札参加資格の確認                  | 令和6年6月27日(木)までに申込者に通知する。         | 申込者へ文書で通知                                           |
| 入札保証金納付                    | 令和6年7月2日(火)正午までに納付               |                                                     |
| 入札保証金免除の「過去の契約実績に関する申出書」提出 | 令和6年6月27日(木)午後5時までに学院に必着のこと。     | 入札保証金免除決定通知書により回答<br>(通知書発送時にFAX又は電子メールにて併せて学院より通知) |
| 質問書の受付                     | 令和6年6月4日(火)から<br>同 月24日(月)午後4時まで | 兵庫県立障害者高等技術専門学院へ持参、<br>郵送、FAX又は電子メールで送付             |
| 仕様確認受付                     | 令和6年6月4日(火)から<br>同 月24日(月)午後4時まで | 兵庫県立障害者高等技術専門学院へ持参、<br>郵送、FAX又は電子メールで送付             |
| 入札及び開札                     | 令和6年7月4日(木)午前11時                 | 兵庫県立障害者高等技術専門学院会議室<br>直接入札(注5)                      |

(注1) 学院内の掲示における上記の期間は、県の休日を除く。

(注2) 持参等来校の場合は、午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(注3) URLは、[https://web.pref.hyogo.lg.jp/bid/bid\\_opn\\_01.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/bid/bid_opn_01.html)

(兵庫県ホームページ>県政情報・統計>入札・公売情報>入札公告/物品)

(注4) 普通郵便による郵送、FAX又は電子メールによる送付(送信)については、送付(送信)と併せて電話連絡により送付(送信)した旨を学院に連絡して学院が受信(受領)した旨を確認し、受信(受領)した学院所属職員の氏名を確認し、その日時と共に記録しておくこと。

(注5) 入札書の提出を郵送(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による場合は、入札説明書に示すとおり、必要書類を所定の封筒に入れて密封し、その封皮に「入札書」と記載の上、必要に応じて初度入札分と再入札分の各入札書を区分するなどにより、令和6年7月3日(水)午後5時までに必着のこと。

郵便事故による不到達を回避する上でも、上記(注4)による確認を併用するなど入札参加者において入念な手続きを踏まれない。



都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都

市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 市町の名称 | 都市計画の種類  | 都市計画の名称             |
|-------|----------|---------------------|
| 加古川市  | 東播都市計画公園 | 2.2.2032号 長砂公園ほか1公園 |

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドン・キホーテ西宮店  
 所在地 西宮市六湛寺町6-4、6-5、11-3、11-5
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 笹田賢一
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (1) 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 梅田圭  
 (2) 変更後  
 名称 住所 代表者の氏名  
 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 笹田賢一
- 4 変更年月日  
 令和6年4月1日
- 5 届出年月日  
 令和6年5月21日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間  
 (1) 縦覧場所  
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課  
 (2) 縦覧期間  
 令和6年6月4日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先  
 (1) 提出期限  
 令和6年10月4日  
 (2) 提出先  
 兵庫県まちづくり部都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドン・キホーテ加古川店  
 所在地 加古川市野口町野口大仏129番62号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|             |                   |        |
|-------------|-------------------|--------|
| 名称          | 住所                | 代表者の氏名 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 | 笹田賢一   |
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前  

|             |                   |        |
|-------------|-------------------|--------|
| 名称          | 住所                | 代表者の氏名 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 | 梅田圭    |
  - (2) 変更後  

|             |                   |        |
|-------------|-------------------|--------|
| 名称          | 住所                | 代表者の氏名 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 | 笹田賢一   |
- 4 変更年月日  
 令和6年4月1日
- 5 届出年月日  
 令和6年5月21日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 令和6年6月4日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 令和6年10月4日
  - (2) 提出先  
 兵庫県まちづくり部都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオンモール加西北条

所在地 加西市北条町北条字鳥居元323-3 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称              | 住所                | 代表者の氏名 |
|-----------------|-------------------|--------|
| 三井住友信託銀行株式会社    | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 大山 一也  |
| 株式会社ヤマダホールディングス | 群馬県高崎市栄町1番1号      | 山田 昇   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称         | 住所                 | 代表者の氏名 |
|------------|--------------------|--------|
| 株式会社ヤマダデンキ | 群馬県高崎市栄町1番1号       | 小林 辰夫  |
| 株式会社ジーフット  | 東京都中央区新川一丁目23番5号   | 木下 尚久  |
| 株式会社三城     | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 | 澤田 将広  |

外36者

イ 変更後

| 名称         | 住所                    | 代表者の氏名 |
|------------|-----------------------|--------|
| 株式会社ヤマダデンキ | 群馬県高崎市栄町1番1号          | 上野 善紀  |
| 株式会社ジーフット  | 東京都中央区新川一丁目14番1号 国冠ビル | 木下 尚久  |
| 株式会社パリミキ   | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号    | 恒吉 裕司  |

外33者

4 変更年月日

令和6年4月5日 ほか

5 届出年月日

令和6年5月14日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年6月4日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年10月4日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市砂子字茶木内100番1の一部、100番5の一部、101番1の一部、101番5の一部、118番1の一部、119番1の一部、133番1の一部、101番1地先里道

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市東延末一丁目155番地

株式会社あさひ土地 代表取締役 中口 陽介

3 許可年月日及び許可番号

令和6年2月19日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-15-2号（5赤穂）

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市砂子字中瀬戸192番4、207番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市東延末一丁目155番地  
株式会社あさひ土地 代表取締役 中口陽介
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和5年11月7日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-16号（5赤穂）

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市砂子字中道144番1の一部、148番の一部、144番1地先水路  
同 市砂子字河下149番1の一部、149番3の一部、152番1の一部、153番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市東延末一丁目155番地  
株式会社あさひ土地 代表取締役 中口陽介
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和5年11月7日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-17号（5赤穂）

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市北野中字瓦師127番の一部、128番の一部、129番1の一部、129番4の一部、129番5の一部、129番6、129番7の一部、129番8の一部、129番9の一部、155番1の一部、155番5の一部、156番1の一部、156番4、157番1の一部、157番2の一部、155番5地先里道、127番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
赤穂市中広1056番地1  
ひかり不動産 千崎淳司
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年1月12日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-22号（5赤穂）

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

令和6年6月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
丹波篠山市網掛字能登ノ坪5番1、8番1、9番1、9番4、10番1  
同市東吹字飛地ノ坪1717番1、1718番1、1719番1、1720番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
丹波篠山市網掛12番地1  
三好運輸株式会社 代表取締役 岸本正美
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年4月30日  
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-4-1号（3丹波篠山）

正 誤

○令和6年3月1日付け（兵庫県公報第2号外）

兵庫県病院局管理規程第2号（兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程）中

| (ページ) | (行)   | (誤)                                                                                    | (正)                                                                                                                           |
|-------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2     | 下から22 | 「消費税が課されるときにおける料金の額は、告示により算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。」を加え、 | 「1人1回につき告示により算定した額」を「1人1回につき告示により算定した額（消費税が課されるときにおける料金の額は、告示により算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。）」に改め、 |